

令和 9 年度 益田市『（地域）元気コーディネーター』募集要項

益田市では、第6次益田市総合振興計画において、「ひとが育ち 輝くまち 益田」をキャッチフレーズとし、まちを支えるひとづくりを市の施策の中心に据え取組を実施しています。

また、地域住民が自主的・主体的に地域づくりに取り組む組織である「地域自治組織」が令和3年度に公民館単位の20地区全地区で設立に至りました。持続可能な地域づくりを行うためには住民の学びと対話を促し、地域の担い手を育てる人材が必要であり、そこには**社会教育士**の知識・スキルといった専門性が直結します。そこで本市では、社会教育士の称号を持つ方（又は取得する意思のある方）を、地域おこし協力隊員『（地域（※1））元気コーディネーター』として募集します。

1 （地域）元気コーディネーターの業務内容

●地域自治組織の運営支援

地域自治組織が以下の役割を果たすことができるよう、ふるさと・ひとつなぎコーディネーター（※2）と連携して運営支援にあたります。

<地域自治組織の役割(イメージ)>

1. 情報収集

地区の特性に応じた取組を創出・推進するため、地域資源（財源、情報、ノウハウ、人材等）、人口推移等に基づく未来予測、住民のニーズ、地区内の課題といった必要な情報を収集すること。

2. 住民全体の合意形成の仕組みの構築・運用

地区住民や各種団体等が集まって協議・合意形成をおこなう仕組みを構築すること。

3. 地区の将来像（ビジョン）の作成

地区住民の合意形成を経て、住民の納得感のある地区の将来像（ビジョン）を言語化・設定すること。とりわけ人口減少が進んでいる地区では、伝統的な文化や行事、集落そのものの維持や次世代への継承など、踏み込んだ将来像を検討すること。

4. 地区の将来像（ビジョン）を実現させるための取組の創出・推進

地区の将来像（ビジョン）を実現させるために、各地区で必要な取組を創出・推進すること（新規事業の構築・推進、各種団体間の連携・協働の創出、新規団体の創設など）。とりわけ人口減少が進んでいる地区では、新しい行事や活動を創出するだけでなく、いずれ継続が危惧される既存団体・行事・活動等の「縮充（縮小しても、充実させる）」の方策を検討すること。（例：活動等の合同開催、団体の統合等）

5. 地区の調整役として、行政等との連携・協働の模索

市長が認定する地区の調整役として、市や国・県その他関係機関との連携・協働の窓口となり、地区の特性に応じた「自助・共助・公助の最適バランス」の実現を図ること。

6. 担い手確保に向けた、「ひとづくり」の推進

担い手確保に向けて「ひとづくり」を推進する公民館と連携・協働すること。

（※1）（地域）には、活動していただく地区名が入ります（例：吉田元気コーディネーター）

（※2）ひととふるさととの繋がり創出を図ることを目的とした出身者等とのコーディネートを担当するとともに地域学校協働活動を進める、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の地域学校協働活動推進員

2 募集対象

- (1) 年齢22歳以上の方（令和9年3月末時点）で、社会教育士の称号を有している方、もしくは着任日から1年以内に称号を取得する意思を有している方
- (2) 都市地域等から益田市へ住所を移し、住民票を異動させることが可能な方（地域おこし協力隊制度の要件に準ずる）
- (3) 任期満了後に本市に定住する意思のある方
- (4) 地域の活性化に意欲と熱意をもち、地域住民とともに積極的に地域協力活動に取り組むことができる方
- (5) 普通自動車免許を有している方、もしくは着任日までに免許取得予定の方

3 募集人数 1～2名

- 4 勤務地 益田市内のいずれかの地区の公民館
（20地区のうち、ふるさと・ひとつなぎコーディネーター配置地区の地域自治組織の運営支援を行っていただきます。）

5 形態・期間

（地域）元気コーディネーターには個人事業主として益田市と委託契約を締結していただきます。委託期間は、委託契約締結日から年度末までの1年以内とし、最大で3年目の年度末を限度に更新することができます。

- 6 委託金額 年額420万円程度（月額35万円程度）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）
福利厚生を含めた人件費及び諸活動に伴う燃料費等の活動経費として

7 申込受付期間

～2026年11月30日（月）

8 審査方法 申込受付終了後、以下の流れで行います。

- (1) 第1次選考：書類審査
書類受付後、内容審査の上、合否の結果を文書で通知します。
- (2) 第2次選考：プレゼンテーション（オンラインで実施する可能性もあります）
第1次選考合格者を対象に面接（プレゼンテーション）を行います。日程、場所等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。
- (3) 選考結果の報告
選考結果が決定次第、速やかに文書等で第2次選考受験者に通知します。

- 9 提出書類 ①（地域）元気コーディネーター応募用紙
②提案書「（地域）元気コーディネーターの応募理由と
益田市で行いたいこと」（任意様式）
③現在の住民票の写し
※提出書類①～③を下記提出先まで郵送してください。

10 提出先 〒698-8650
島根県益田市常盤町1番1号
益田市政策企画局地域振興課

11 その他 選考期間中に益田市に訪問し、地域活動を体験できる機会有
（詳細は地域振興課までお問い合わせください。）